

療養の給付

病気やけがをしたとき、国民健康保険を扱う病院・診療所で必要な治療が終わるまで受けられます。その際の自己負担額は次のとおりです。

- ▶ 一般の加入者…3割
- ▶ 義務教育就学前の加入者…2割
- ▶ 70歳以上の加入者…保険証兼高齢受給者証に記載された割合(2割または3割)

交通事故に遭ったとき

交通事故などによりけがをした場合でも、国民健康保険を使用して治療を受けることができますが、本来その医療費は、事故の原因となった第三者(加害者)が負担すべきものです。交通事故にあつたら、警察が発行する事故証明を添付して、「第三者行為による被害届」を提出し、保険年金課の指示に従ってください。

仕事中にけがをしたとき

業務中のけがや病気は本来労災保険の対象であり、原則として国民健康保険の給付は受けられません。

保険給付の申請手続き

申請の種類	申請書	届け出に必要なもの
医療費の支給申請	保険証を使用しなかった場合の病気・けが	療養費支給申請書 ☑ 診療報酬明細書、領収書 ☑ 保険証 ☑ 印鑑(朱肉を必要とするもの) ☑ 通帳
	補装具(コルセット)	療養費支給申請書 ☑ 医師の診断書 ☑ 補装具領収書 ☑ 保険証 ☑ 印鑑(朱肉を必要とするもの) ☑ 通帳
	柔道整復	療養費支給申請書 ☑ 施術内容の分かる領収書 ☑ 医師の同意書 ☑ 保険証 ☑ 印鑑(朱肉を必要とするもの) ☑ 通帳
	はり・きゅう・マッサージ	療養費支給申請書 ☑ 施術内容の分かる領収書 ☑ 医師の同意書 ☑ 保険証 ☑ 印鑑(朱肉を必要とするもの) ☑ 通帳
	移送	移送費支給申請書 ☑ 医師の証明書 ☑ 領収書 ☑ 保険証 ☑ 印鑑(朱肉を必要とするもの) ☑ 通帳
	海外で診療を受けたとき	療養費支給申請書 ☑ 診療報酬明細書、領収書(外国語のものは日本語の翻訳を添付) ☑ パスポート ☑ 保険証 ☑ 印鑑(朱肉を必要とするもの)、通帳
高額療養費	高額療養費支給申請書 ※申請が必要な世帯には、診療月の3カ月後に通知します。	☑ 申請書 ☑ 医療機関の領収書 ☑ 保険証 ☑ 印鑑(朱肉を必要とするもの) ☑ 通帳
出産育児一時金	出産育児一時金支給申請書	☑ 保険証 ☑ 印鑑(朱肉を必要とするもの) ☑ 通帳 ☑ 産科医療補償制度加入印のある領収書または産科医療補償制度登録証(産科医療補償制度へ加入している医療機関で出産された方のみ)
葬祭費	葬祭費支給申請書	☑ 保険証 ☑ 印鑑(朱肉を必要とするもの) ☑ 通帳

※保険給付の消滅時効は2年です。

限度額適用認定証などについて

通院・入院する際、事前に申請すると「限度額適用認定証」が交付され、1カ月につき一つの医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も併せて減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。なお、原則として国民健康保険税の滞納がない世帯のみに認定証が交付されます。

人間ドック・脳ドック検査料助成制度

国民健康保険に加入してから4カ月以上経過し、受検日当日35歳以上で、国民健康保険税を完納している世帯の方、かつ特定健診を受診していない方(人間ドックを受検する方のみ)が人間ドック・脳ドックを受検される場合、検査料の一部を助成します(市で定める検査項目を満たすことが必要です)。市内医療機関で受検する場合、受検前に保険証を、市外医療機関で受検する場合は受検後3カ月以内に受診結果表(原本)、人間ドック等領収書(原本)、保険証、印鑑(朱肉を必要とするもの)、通帳を持参し、申請してください。

特定健康診査

国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象とした、生活習慣病を予防するための健診です。対象者には受診券を交付します。

特定保健指導

特定健診(国民健康保険加入者)を受けた方を対象に保健指導を実施しています。

人間ドック・脳ドックの申請

後期高齢者医療

後期高齢者医療

問 保険年金課

各種手続きに必要なもの

75歳になるとき	手続きは必要ありません
県外に住んでいた75歳以上の方が転入するとき	☑ 後期高齢者医療負担区分等証明書(前住所地から発行されます)
75歳以上の方が行田市から転出するとき	☑ 保険証
65歳以上75歳未満の一定の障害を持っている方が、後期高齢者医療に加入するとき	☑ 障害者手帳など
限度額適用・標準負担額減額認定書の交付申請(住民税非課税世帯のみ)	☑ 保険証
特定疾病療養受療証の交付申請	☑ 後期高齢者医療特定疾病認定申請書(医師の意見欄に記載があるもの) ☑ 保険証
高額療養費の支給申請 ※委任状が必要な場合(本人以外の口座に振り込むときは押印(印鑑)が必要です。)	☑ 市役所から送られた支給申請書 ☑ 保険証 ☑ 通帳 ☑ 印鑑(朱肉を必要とするもの)
コルセットなどの治療用装具を作ったとき ※委任状が必要な場合(本人以外の口座に振り込むときは押印(印鑑)が必要です。)	☑ 医師の診断書 ☑ 領収書 ☑ 保険証 ☑ 通帳 ☑ 印鑑(朱肉を必要とするもの)
海外で診療を受けたとき	☑ 診療報酬明細書および領収書(外国語のものは日本語の翻訳を添付) ☑ パスポート ☑ 保険証 ☑ 通帳
葬祭費の支給申請 ※委任状が必要な場合(本人以外の口座に振り込むときは押印(印鑑)が必要です。)	☑ 市役所から渡される支給申請書 ☑ 亡くなった方の保険証 ☑ 会葬礼状など葬儀を行ったことを確認できる書類 ☑ 施主の通帳 ☑ 印鑑(朱肉を必要とするもの)
納付書での保険料の支払いを口座振替にするとき	☑ 保険証 ☑ 納付書 ☑ 通帳 ☑ 通帳の印鑑
保険料の納付方法を、年金天引きをやめて口座振替にするとき	☑ 保険証 ☑ 通帳 ☑ 通帳の印鑑 ▶ 市内医療機関で受検する場合(医療機関に予約後事前申請) ☑ 保険証
人間ドック・脳ドックの申請	▶ 市外医療機関で受検する場合(事後申請) ☑ 保険証 ☑ 通帳 ☑ 検査結果の原本 ☑ 人間ドック等の領収書の原本
交通事故に遭ったとき	☑ 保険証 ☑ 印鑑(朱肉を必要とするもの) ☑ 事故証明書



保養施設宿泊利用助成制度

被保険者の健康の保持増進を図る目的から、ホテル・旅館と保養施設利用を契約しています。家族・グループなどの旅行にぜひご利用ください。

利用できる方

- ▶ 行田市国保被保険者であること(1年以上加入者)
- ▶ 国民健康保険税を完納している方

利用基準

- 日数 1年度内(4月1日～翌年3月31日)1泊
- 助成額 大人 2,000円(中学生以上)
子ども 1,000円(小学生以下)